

一般社団法人芳心会
2021年度助成金募集要項【団体】

1 助成金の募集

(1) 対象となる団体

応募できる団体は法人格を有し、公益活動または非営利活動等を行う団体またはその活動を支援する団体とします。ただし、次の各項目に該当する団体は助成の対象外とします。

- ・ 宗教活動、政治活動を目的とした団体
- ・ 反社会的勢力と認められる団体の構成員がメンバーとなっている団体
- ・ 企業
- ・ その他寄付者において不相当と判断した団体

(2) 対象となる活動

日本国内における次の活動を助成の対象とします。

- ・ 科学技術・学問の振興
- ・ 教育施設の整備等
- ・ 社会福祉又は障害者福祉活動
- ・ 医療施設の整備等
- ・ 健康増進・体力増強活動
- ・ スポーツの振興（施設整備、競技者育成等）
- ・ 伝統芸能・工芸・技術の保存
- ・ 芸術の振興
- ・ 道徳思想の普及活動
- ・ その他、公益に資する活動

※ 団体の基本財産の出捐または運営管理を目的とするものは助成の対象としません。

※ 設備機器、車両等の固定資産購入も対象とします。ただし、事業費(原価)と管理費(販売・管理費)に費用案分がある場合、事業費が過半数を占めている必要があります。また、管理費の案分費用は助成の対象としません。

(3) 助成金額

1件あたり100万円を上限とします。ただし、選考において、申請金額を減額して助成を決定する場合があります。

2 応募方法

(1) 募集期間

芳心会では、次のスケジュールで助成金給付先を公募します。助成金を希望する団体は、年度内に一回応募できるものとします。

| 2021年度 | 募集開始 | 締め切り | 採否決定 | 助成金交付 |
|--------|-------|------------|-------|-------|
| 第1期募集 | 4月1日 | 5月31日(必着) | 8月下旬 | 9月下旬 |
| 第2期募集 | 7月1日 | 8月31日(必着) | 11月下旬 | 12月下旬 |
| 第3期募集 | 10月1日 | 11月30日(必着) | 2月下旬 | 3月下旬 |

※「助成手続の流れ」を芳心会ホームページからダウンロードしてご覧ください。

(2) 応募時必要書類

次の応募書類一式を芳心会事務局へ郵送してください。

- ・ 応募用紙（芳心会ホームページからダウンロードしてください。）
- ・ 2020年度貸借対照表
- ・ 2020年度活動計算書（収支計算書等）

- ・ 2020 年度事業報告書
 - ・ 応募用紙の収支計画に記載した支出項目の見積書、価格(料金)表、算出内訳書等(コピー可)
 - ・ 履歴事項全部証明書(3 か月以内に発行の原本)
 - ・ 団体の活動や内容がわかる資料 (パンフレット等でも可)
- ※ 決算関係書類は、応募時点で 2020 年度決算が済んでいない団体に限り、2019 年度決算書類でも可。ただし、選考の時点で 2020 年度決算資料の提出を求める場合があります。

(3) 選考方法

提出された書類に基づき選考のうえ決定します。なお、選考の過程で必要に応じて応募に関する資料の提出、聞き取り調査等を行う場合があります。

(4) 助成金交付後の報告等

① 中間報告

助成金の交付後に対象活動(事業)の状況確認のため、訪問・電話・Eメールなどで連絡し、当初活動予定期間を超えて完了までに時間を要する場合は中間報告書の提出を求めます。その結果、事務局が活動の継続が困難と判断した場合は、助成金の一部または全部の返還を求め場合があります。

② 助成活動終了後の資料提出

対象活動(事業)の終了後 2 か月以内に次の書類を提出していただきます。

- ・ 完了報告書
- ・ 助成活動の実施状況や取得物件を示す写真(施設改修等は改修前・後写真)、資料など
- ・ 領収書、受領書のコピー

3 重要な注意事項(必ずお読みください。)

(1) 応募用紙の記入

各項目に漏れのないよう、記入してください。

(2) 応募書類などの返却

応募時の関係書類は返却しません。予めご了承ください。

(3) 個人情報の取扱い

応募書類に記載された個人情報は、当会による選考の目的以外には使用しません。

(4) 団体情報の公表

助成が採択された場合、当会は助成先の団体名、代表者名、所在地、助成対象の活動(事業)および助成金額の各事項または一部事項を公表します。了承のうえ、応募してください。

(5) 助成金の振込

助成金の振込は、団体名義の口座へ入金します。

(6) 助成金の返還

次の事項に該当した場合、当会は助成金の全部または一部の返還を求めます。

- ・ 応募内容に虚偽があることが判明した場合、または助成金を他の用途に使用した場合
- ・ 申請した活動(事業)を取りやめた場合、または継続が困難と事務局が判断した場合
- ・ 助成対象活動(事業)について、当会に申告することなく重複して他の資金助成を受けた場合

(7) 問い合わせ

芳心会事務局へお問い合わせください。ただし、選考結果および選考内容に関するお問い合わせに
応ずることはできません。

4 芳心会事務局

〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-3-8 九段大島ビル 3階

一般社団法人芳心会 事務局

電話/Fax : 03-6261-4552

E-mail : info@houshin-kai.or.jp